会 議 記 録

次の審議会(協議会)を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	令和3年度第2回 青少年問題協議会
開催日時	令和4年2月15日(火)13:30~14:30
開催場所	近江八幡市役所 4階 第3・4委員会室
出席者 会 長◎ 副会長○	 〈委員〉 小西委員◎ 大喜多委員○ 中村委員 山本委員 柳生委員 青木委員 楠本委員 宮川委員 西川委員 大橋委員 仲井委員 嶌本委員 中江委員 寺町委員 津田委員 島川委員 小川委員 〈説明者・事務局〉 (説明者) 東生涯学習課長 松本学校教育課指導主事 (事務局) 伊丹生涯学習課参事 清水生涯学習課主任主事
次回開催予定	未定
問い合わせ先	所属名・担当者名: 近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課電話番号:0748-36-5533 Fax番号:0748-36-5565 メールアト レス:045000@city.omihachiman.lg.jp
会議記録	発言記録・ <mark>要 約</mark> 要約した 内容が整理され、記録として残すこと 理由 に適しているため

事務局

お待たせいたしました。

皆様お揃いになられましたので、ただいまより、近江八幡市青少年問題協議会を 開催させていただきます。

まず、本会議につきましては、議事録を作成いたしますので、音声録音と写真撮 影をさせていただきますことを、ご了承お願いいたします。

委員の皆様方には大変ご多用の中、令和3年度第2回近江八幡市青少年問題協議会 にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様には、近江八幡市青少年問題協議会条例第3条の規定により、青少年問題協議会の委員として、各種機関団体よりご就任いただいております。

今年度からご就任いただきました委員様には、9月に予定しておりました第1回の協議会を中止いたしましたので、委嘱状を送付させていただいておりました。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

では、会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

表紙に次第と座席表をつけておりますものと、資料として資料1から資料5までありますので、ご確認をお願いいたします。

不足等ございましたらお知らせください。

机上の啓発資材は、青少年育成市民会議・生涯学習課において作成しました啓発物でございます。どうぞご活用ください。

よろしかったでしょうか。それでは最初に、近江八幡市長・近江八幡市青少年問題協議会会長がご挨拶申し上げます。

会長

令和3年度第2回の青少年問題協議会を開催させていただきましたところ、ご多用の中またコロナもちょっと拡大、大体ピークを迎えた感もありますが、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今司会にありましたように9月は緊急事態宣言下という事で、中止をさせていただきまして誠に申し訳ございませんでした。

今回は、このコロナ禍において、青少年の状況や課題の確認を是非すべき時期かと思っておりまして、そういう意味で委員の皆様方にはご無理を言って、ご参集いただいたところでございます。状況を各自見ながら私も含めまして、把握しながら今後の対応等、活かしてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

感染予防対策を兼ねつつ、できるだけ短時間で終わらせたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それでは委員の皆様にそれぞれのお立場から忌憚ない意見等いただきます。どうかお願い申し上げましてご挨拶申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、本日の会議の成立について事務局からご報告お願いいたします。

事務局

本会議の委員総数17名中、本日の出席者17名です。

出席が、委員総数の過半数を超えていますので、本協議会規則第3条の規定により会議は成立していますことをここにご報告いたします。

事務局

ありがとうございました。

本会議は、近江八幡市会議の公開に関する取扱要綱により公開とします。

また、教育委員会より詳細な説明のために、学校教育課指導主事に出席いただいております。

今年度初めての会議で交代された委員の皆様もおられますが、時間の都合上、自己紹介は省略させていただきまして、お手元に配付しました座席表をご確認していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

この後の進行については、近江八幡市青少年問題協議会条例の第4条に、会長は

2

議事その他の会合を統理するとありますことから、議長を会長であります市長にお 願いいたしたいと存じます。

それではよろしくお願いいたします。

会長

それではまずは青少年問題協議会の会議の趣旨について新しい委員の方もいらっしゃいますので事務局説明をお願いいたします。

事務局

青少年問題協議会の会議の趣旨について説明をさせていただきます。

青少年問題協議会では、青少年の事件や犯罪、トラブルや被害の状況、さらにその他の青少年に関する問題の状況と、それに対する取り組みをそれぞれの機関から報告をいただき、現状を共通理解していただくものでございます。

そして、そのように至った背景や要因などを意見交換し、ご協議いただきたいと 考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

それでは次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思います。

まず次第の 3、副会長の選任でございます。前副会長は教育長職の任期が満了し 退任をされました。

近江八幡市青少年問題協議会条例第 4 条により、副会長は委員の互選によって定めるとなっております。つきましては、会長の選任をどのようにお取り計らったらよろしいですか。

委員

議長に一任。

会長

議長に一任の声がございましたが、よろしいですか。

委員

異議なし

会長

異議なしの声を多くいただきましたので、それでは前副会長は任期途中の退任でございますので、引き続き教育長である大喜多教育長を副会長に選出させていただきたく考えておりますけれども、いかがでしょうか。

どうですか。

委員

異議なし

会長

異議なしの声をいただきました。

ご賛同ありがとうございます。

それでは副会長は大喜多教育長にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお 願いをいたします。

副会長

どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは早速議事に入ってまいりたいと思います。

まず次第 4 ・協議事項の 1、令和 3 年度の青少年に関わる問題の実態につきまして、各機関団体から、それぞれ 5 分から 10 分程度で報告をいただき、質疑を行いたいと思います。

まず、最初に近江八幡警察署生活安全課様からお願いを申し上げます。

委員

皆様におかれましては日夜少年の健全育成活動にご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。

私の方からは、令和3年度中の、少年非行の現状について説明をさせていただきます。

資料1にも記載しております。

まず、令和3年度中に当署管内の検挙された非行少年の数ですが、一応37名と

いうことになっております。資料でいきますと、①の検挙補導状況、非行少年と書かれている、刑法犯少年と特別法犯少年を合わせて37名ということになります。

これについては前年に比べて7人減少している状況です。

また、検挙された少年の罪種別については、 裏面の上の方、③の円グラフの、罪種別というところを見ていただきます。

一応万引きとかその他の窃盗、窃盗犯が 16 名ということで全体の 43%を占めておりましてその次に粗暴犯、暴行とかの粗暴犯が 12 名となっています。

また学職別については、左を見ていただいたらお分かりの通り、中学生が全体の69%、続いて有職少年が17%、高校生の14%、というふうな順になっております。

続きまして、令和3年度中の当署管内で補導された非行少年の数ですが、これについては274人のいうことで、前年に比べて128名と大幅に増加をしております。

行為別で言いますと、裏面の下の段の方見ていただいて、行為別というところで、喫煙が 49 人。深夜徘徊が 89 人。学校を途中で抜け出したりとかさぼったりするという怠学が 84 人で全体の約 81%を占めております。その他には飲酒 16 名、粗暴行為 13 名という順になっています。

ただ、学職別で言いますと、左の円グラフ、全体の中学生が全体の 69%です。 続いて、高校生の 12%、有職少年の 11%、無職少年の 6%、小学生の 2%。になっているのが現状となります。

今回補導された少年の件数は、先ほども述べました通り、前年に比べて128人と、このように大幅に増加しているという状況が、これについては、女子の補導件数は274名中110名で前年に比べ90名増加しているというのが現状です。

増加の要因ですけれども、女子中学生が深夜徘徊等で、数十回もそういう形で度 重なる補導をされたり怠学、学校を遅刻したりそのようなことで補導されている、 これが連続的に補導されているということでそれが要因で補導件数の方が増えてい るというような現状となっております。県下的にも、補導件数については、一応増 加をしております。

一応 145 名増加しているけれども、その大半が当署管内の増えた 128 名となっております。

今警察としては、今の中学1年生、2年生ですが、こちらの方で最近検挙・補導されているのが多いということで、街頭補導活動や少年センター等と協力して、それと検挙した少年の処理という形で現状進めているのが状況です。

あと、当署管内で少年が被害に遭う大きな事案については今のところ全然発生しておりませんのでそれを付け加えておきます。近江八幡署からは以上となります。

ありがとうございます。続きまして近江八幡・竜王少年センターから報告をお願いします。

今年度の少年センターの活動について報告をさせていただきます。少年センターの活動は7つほどの活動を行っております。

資料を見ていただいた通りでございます。

まず街頭補導活動です。

これについては少年センター、近江八幡・竜王少年補導委員会、それからまた各学区での補導員さんのパトロールをそれぞれでやっていただいています。ここまでで 637 回のパトロールです。

これは量販店、あるいは地域でのパトロールもあれば、足を使ってというパトロールもあれば、青パト車でのパトロール等々あります。

ここでいう補導人数、愛の声かけというのは、例えば少年センターの下校時にパトロールをしています。例えば自転車の二人乗りを注意したり、またヘルメットの未着用を注意したり、またゲームセンター等で声をかけたり、ということになっています。

二つ目の相談活動、様々な相談を受け付けています。

電話等々いまのところ 196 件。コロナの関係かわかりませんけれども、昨年の7割程度に減っている。これは周知が問題なのかなと思っています。

会長

委員

それから三つ目。

環境浄化活動、青少年の健全な環境を守るというところで、少年補導委員会とも 連携をして、カラオケ店・インターネットカフェ等の夜のパトロール、白ポストに よる有害図書の回収です。

それから、コンビニエンスストア、実は2年前、コンビニの本棚、本を売っているところからいわゆる成人向け冊子の仕切り板が、撤去されている。

基本的にはもう置かないということになっています。あるいは置く場合は、紐掛け等で、簡単に見られないようになっているのですが、その辺がちゃんとされているかということで各市内のコンビニに立ち寄り調査をしております。

ただ刃物の取り扱いですが、最近やはり包丁等の刃物を使っての凶悪事件も出ています。

簡単に何とか刃物が手に入るという状況、特に店頭で実物の展示を何とか取りやめてもらえないかということです。2 年前から、その協力依頼をして回っております。

四つ目、薬物乱用防止活動です。滋賀医大の社会医学フィールド実習と、平成18年から連携をしまして、市内の各小中学校に、大学生が出前授業をするということを、ともに実施をしています。昨年はコロナで中止でしたが、今年は中学校に限り、4中学校で実施させていただきます。

また、少年補導員さんの方で、薬物乱用防止教室の出前をやっています。

今年は小学校中心ですが、ここにあります四つの小学校で実施をしました。

それから薬物に関しての啓発です。7月と11月に実施しますが7月は中止させてもらいました。

啓発物品を中心に配布するとともに、赤こんバス、あるいは各学区まち協の青パトに、ステッカーを配布させてもらいました。それを添付して回ってもらう。11月は何とか駅前で実施いたしました。その11月の街頭啓発に基づいて、実は高校生を対象に薬物乱用防止啓発標語を募集して5年目になります。

今年は八幡高等学校の1年生280名から応募をいただいて、ここに書いていますような、優秀作品が出ましたのでそれを表彰するとともに、啓発物品に活用させてもらっています。

それから、広報啓発活動として、センター便りとともに、幼稚園あるいは、保育所、こども園向けに、幼児対象に誘拐防止と万引き防止の人形劇を行っております。 今年は昨年よりは何とかコロナ禍の中ですが、回数は増えて実施出来たと思います。

それから、無職少年の対策ということでセンターでは無職少年の把握に努めています。一つは後でもう少し述べますが、高校訪問を定期的にさせてもらって、高校では退学とかそういう恐れのある子どもについて、できるだけ把握に努めているというところで対策連絡会議も開催させていただいています。

もう一つ大きな活動として、少年の立ち直り支援活動、これをあすくる HAR というセンターとしての機能を持っております。

今年度、支援をさせていただいたのが、在籍は5名。当初6名おりましたが、なんとか1名就労も決まって支援が終了し、あと残り5名が、見ていただいた通り、高校生の上の年代、あるいは20歳前の少年が5名おります。

そして終了はしたけれども、一応フォローをしていくということで、アフターで 支援をしているのが2名います。

そういう活動を今年度やってまいりました。

最後に青少年の現状と課題ですが、昨年の資料になりますが、今年の資料については今、生活安全課長が話されました。

全体には、少なくなっているというもの、補導件数が多いということで、特に今年度に入って駅前量販店での少年の蝟集、特に中学生の蝟集が問題となっております。教育委員会あるいは学校、補導委員会や少年センター等パトロールに出ていますが、中々有効な対策でない。

そこで、こういう子どもたちとの繋がりを持つということが大事ということで、 また子たちと喋れるようにということで、回数は多くなりませんが、少年センター では、中学校に出向いて、子どもたちとつながりを持つような努力をしています。 それから、あすくる HAR、先ほど言いました立ち直り支援活動の方へ通所している子どもたちの現状です。これは昨年もお話をさせてもらいました。

不登校傾向や引きこもり傾向の少年の支援が大半を占めています。

高校に進学したものの結局不登校で退学をしなければならない、そのときうまく 高校から繋がってきた子どもの支援が主かなと思っています。

ただ、こういう子どもたちに支援を行うために、丁寧なアセスメントの組み立て が必要です。我々だけの支援ではなかなか立ち行かない

それで関係機関、例えば子ども家庭相談室であるとか、援護課、特性を持っている子どももいますので、障がい福祉課との連携がますます重要になる。

それから少年センターは 20 歳未満の少年が対象ですが、今の子どもたちなかなか支援が長期間になりがちで 20 歳だから、実は今 19 歳の支援対象の子どもたちがちょうど三人いますがもう来年度で二十歳を迎えます。

そういった形で終わりというわけには行きません。どうしても(支援が)長期化していきます。

特に私も関わって思ったんですが、支援の終了を就労及びその定着という、正規の社員になってフルタイムで働くというところをゴールとしてしまうとなかなかそこまでの展望は持てず、支援の長期化につながっている。

以上で報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。続きまして子ども健康部から報告お願いします。

平素は感染症の防止対策、また、ワクチン接種の支援事業、児童虐待防止、発達に課題のある子どもたちの支援、それぞれ多方面にわたりましてご協力をいただいております。厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは資料 3 ページをご覧いただきたいと思います。表裏がございますけれども、まず資料 3 ページの表の方につきましては、子ども家庭相談室、いわゆる児童虐待の案件の部分の所属からの報告でございます。

令和2年度に引き続きまして、令和3年度もコロナ禍という大変厳しい状況でございまして、社会全体の閉塞感も高まっておりました。

そういう中で子どもたちまた保護者の皆さんの養育環境が孤立化するということも懸念されておりました。その中で、子ども家庭相談室で相談を受け付け等の対応をさせてもらっておりますが、その下の表にございます通り、毎年要保護また要支援それぞれ相談件数を増加しているという状況でございます。

令和3年度におきまして12月末現在ということでございますが、残り第四半期を残すところでございますが、既にトータルで502件という形、増加傾向でございます。

2年度3年度ちょっと時系列は違いますけども内訳で、その要保護の方の2年度でいいますと280、3年度でいうと12月で257と。

要保護の方でまず内容の分析させてもらいますと 2 年度につきましては身体的虐待で 149、心理的が 63 とネグレクトが 62、性的が 0 ということで、280 でございました。

3年度におきましては身体的が114と時系列の関係はありますが、少し少なくなっていますが、心理的は逆にもうこの時点でもう88入っています。ネグレクトが55、性的0で257となっています。心理的なものについては保護者における面前のDV等についてがそこに含まれます。全国的な傾向も含めて当市においてもそういう要因が高まっているというふうに思っております。

そしてそこは書いておりませんが、ひとり親家庭、いわゆる子ども支援課の方でございますが、コロナ禍の状況でいろいろ経済的な課題もありまして、相談をさせてもらった中で、合計 12 月まで 720 件別に相談実績があります。

こちらにつきましては、生活一般の相談が 119 で、児童に関する相談が 52 で生活保護的な内容の相談が 549 で、コロナ化の状況において、やはりひとり親家庭の方に対する課題という形での制度的なところも含めて、顕著な傾向として理解して

会長

委員

いるところでございます。

そういう中で傾向と課題ということでございますが、先ほども申しましたように 相談件数も増加しております。

コロナ禍を直接の要因とした相談自体はこの所属においてはございませんけれども、世帯全体の収入の減少とか、子どもや保護者が孤立感とかが、潜在化しておりまして、虐待の要因は逆に高まっている。虐待対応の重要なポイントが、やはり可能な限り未然の防止ということで、次年度にはそういう中で、保健、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携によりまして、切れ目のない相談支援体制を強化するという必要の元、子ども家庭総合支援拠点の整備を行います。これは器というよりも機能ということで、市町村に課せられております努力義務という部分でございますけれども、子ども家庭総合支援拠点ということで、位置づけて強化していきたいと考えているところでございます。

そして合わせて今年度は、虐待防止啓発ということで、課題でございました児童虐待防止子ども向けの啓発研修ということで、モデル事業としてCAP(キャップ)事業を実施しました。今まで八幡小学校のPTAさんの方で、独自にやられていた経過はあるのですが市としては、今年度初めてのモデル事業ということで、就学前の小規模園でさくらっこ保育園さん、また大規模園については、金田幼稚園、そして学齢期については小学校の老蘇小学校でそれぞれモデルということで、子どもさん・保護者の方・教師の方について、これで対象に取り組んでいただきました。

そういう中で一定の成果ございました。

そういうことで、来年度、令和4年度にはモデル事業から次の段階に行こうということで、子どもたちが、本当に自身が大事な存在であると認識することとか、また様々な暴力行為から自分自身を守る方針ができましたので、そういうことの効果が得られましたことから、就学前の子どもさんにも当然、子どもの権利を学ぶ機会は必要と考えていますが、まずは優先的に小学生の方の方が深く理解できる年齢であること、また成長とともに相談する行動がとりにくくなっている年齢でもあるというから、また子ども家庭相談室におきましても学校からの相談を受けて対応を協議する機会が多くあるということも踏まえまして、市内の全公立学校の小学校4年生を対象に、今申し上げましたキャッププログラムを実施するという形で、その効果を検証し拡大を目指していきたい。

そのような形で、来年度、次の議会に予算案上程を図り審議させてもらう形で進めようと考えているところです。

次に、その裏面でございますが、こちらにつきましては発達支援課でございます。 発達の課題のある子どもさんの報告に対する支援ということでございます。多くの 事業をさせてもらっておりますが全体的に子どもさんの数は、本市においても少子 化傾向でございますが、一定の割合で発達支援を要するお子さんは減っていないと いう状況でございます。

そういう中でそこに書いてある相談の部分でございますけれども、就学前については、検査を定期的に継続性して実施しております。また、小中につきましては、 再度就学相談で在籍検討するため、また発達の状況について確認するためという形で相談に係わっているケースは多くございます。

また、新規のケースといたしましては、校園所から相談して初めて支援内容を検 討する場にもなっております。

また保護者から直接発達支援課の方に相談される場合もございます。そういうことでいずれにしましても子どもさんの状態が、4月当初というよりは、比較的その新たな集団の中で、適応的な部分を見定めてから、連絡がくるということで、10月以降下半期、相談が比較的増えるという傾向が見て取れます。そして保護者さんから直接ご相談があるケースとしましては80人この中にいらっしゃるのですけれども、内容といたしましては、子どもへの対応方法についての悩み、不登校の状態である場合また発達特性ということで、生活スキルとか、コミュニケーション面において、保護者の方はものすごく心配されてケースがあったりとか、また学齢期については学習面での課題を抱えて、発達特性からそのことを心配されているとか、ま

た吃音、チックなどでそういう発達系の症状に対する心配ということでご相談され ているケースもございます。

そういうことでその後次の繋ぎということで、発達支援においてはやっぱり早期発見早期支援ということで、気づくということと、それから事業所としてまた専門職として支えるというと、加えてライフステージ、それぞれ年齢ともに、新たな集団に変わっていきます。

そのライフステージの移行期を的確に繋げていく。気づいて・支えて・繋げていくという部分の、三本柱の元、一貫性・継続性またそれぞれ専門職としての専門性を有しながら支えていくということができまして、中学までは義務教育ということでいわゆる市の中で収まるということもありますけれども、その後高校とか、また大学・大学院、18歳以上と児童の範囲を超えていきますが、一定そういう形でそれぞれ行動範囲も今お住まいの部分も広がってまいります。関係者も増えてくる。一応ご進学の際には、保護者了解のもと支援ファイルを提供していいよっていう場合は引き継いでいる。

その引き継いだ後の高校なり、また場合によっては大学とかから、発達支援課に ご照会いただいて対応させていただいているというケースもございます。

それであればゴールっていうのはいわゆる児童期から就労期の部分と、経済的な自立も含めて、先ほどおっしゃられた就労場面とかそういう部分でも、その辺に対する支援についても考えていかねばならない状況です。

本人さんの個人的な特性としての発達課題のみならずいわゆる集団生活・社会生活となりますので、また家庭全体での課題を有する方もございます。

そういう家庭全体の支援、またその状況によっては医療連携の必要性もございます。そういうことでいわゆる思春期のお子さんもございます。障がいがあるが故に更にしっかりと思春期をしっかり乗り切るという部分と医療支援と合わせて支援していかないと、精神疾患の発症であったりとか、2次障がいが生じたりと、そういう個人的な問題も抱えてらっしゃるので。

あと組織的な課題としますと、やはり紙ベースとかそういう担当者レベルの連携調整しておりますけれども、いろいろデータ的なのをいただいての継続一貫性のある繋がり引き継ぎっていうのも、これから仕組みとして設置するっていうのは必要という認識をしているところでございます。

以上でございます。

はい、ありがとうございました。

続きまして教育委員会から報告をお願いします。

伝えをしようと思っています。資料4をご覧ください。

日頃は本市の学校教育にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。 私の方からは、本市の市内小中学校児童生徒の現状と取り組み、課題についてお

まず令和3年4月から12月までの暴力行為、いじめ、不登校、児童虐待。この四つにつきまして、各校より報告を受けたものの件数をそれぞれの項目において表にしています。

まず暴力行為からですが、小学校の方で12件、中学校で25件の報告を受けています。コミュニケーションに課題を持つ生徒や、感情をうまくコントロールできない児童生徒が、些細なことから暴力行為に及んだという報告を多く受けています。

また、同一の児童生徒が、同じ子が加害を繰り返すというケースも報告されています。被害児童生徒および保護者へのケアはもちろんでありますが、加害児童生徒の行為のその背景にあるものを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議等を行って、アセスメントをして、課題改善に向けて取り組んでいるところです。

続きまして、いじめです。

今年度のいじめの認知件数を表で表しています。本市のいじめ認知件数は、全国 や国と比較しますと、低いというようになっていますので、いじめを見逃さないよ うに努めていきたいと思っています。いじめ問題は予防防止、未然防止が大切だと

会長

説明補助者

思っています。各校では学校生活アンケートを実施したり、教育相談等を行ったり して、その未然防止に努めています。

裏側にいきます。

不登校につきましては、小学校では国・県よりも在籍率が高い状態が続いていま す。中学校は昨年国と県の在籍率を下回りましたが、今年度は増加傾向にあります。

先ほどの、暴力行為やいじめにつきましては、捉え方によって報告数が変わるこ とがあるかなと思いますが、不登校につきましては、欠席したら、もう報告ですの でより正しい状況を表しているのではないかなというように思います。そういった 意味でも、近江八幡市の子どもたちが抱えている課題っていうのは、国、県よりも やはり大きいものではないかなというように考えています。

不登校の要因につきましては、無気力や不安などの本人にかかる原因が多いです。 各校では教育相談等を実施し相談しやすい、話しやすい体制を整えております。 課題の改善に向けては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと 連携したケース会議を行って、個々に応じて、対応支援をしていきます。

最後に児童虐待についてです。

父、母からの暴言や暴力などの身体的心理的虐待が多く報告されています。また、 保護者がコロナ禍で少しコロナ禍に対する不安とか、ストレスから虐待に及ぶとい うケースがいくつか報告されました。

いずれの事案につきましても、生徒指導や教育相談等の学校組織とスクールカウ ンセラー、スクールソーシャルワーカーで、警察や福祉部局等の関係機関等と連携 を図らなければ、効果的な支援指導には繋がらないというように考えておりますの で、組織で対応する取り組みを進めていきたい、と考えております。

私の方からは以上です。

はいありがとうございました。

ただいまの各機関団体の方から青少年に関する問題を、状況また課題の報告、ま た今年度の育成事業等についての御説明をいただいたところでございます。これら の報告いただいた内容につきまして、ご意見、またご質問等ございましたらよろし くお願いをいたします。

いかがでしょうか。

失礼いたします。

ただいまいろんな機関から報告いただきましたけど、私自身感じたこと。

近年よく課題になっておりますのはヤングケアラーの問題でございまして、これ は青少年の健全育成に関わる問題でもございます。今回注目して見ておったのです が、どこにもそれが出てこなかった。

昨年度ぐらいから特に注目されている項目でございますし、これについて、もし 小学校中学校で、ヤングケアラーについて、どれだけ把握されているのか。

全くないということ自体はまずないと思うのですどこの自治体としても。

なかなか外から見えにくい事象でございますけれども、絶対にあると私は思いま す。それを見逃すということでやっぱり今後課題を残すことになりますので、是非 ですね、そのあたり今後はヤングケアラーについて調査をお願いすればなと思いま

そしてもう一つですね、今、教育振興基本計画の方を策定されていると思います。 私が関わったある自治体では、この振興基本計画の中にヤングケアラーについて 1 項目入れさせていただきました。

やっぱり非常に大事な課題でございます。

もし策定されているのでしたら、ぜひその部分について一考いただくようお願い いたします。

私からは以上です。

ありがとうございました。もし教育委員会の方でもし答えられるようでしたら、 お答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

会長

委員

会長

説明補助者

はい失礼します。

ヤングケアラーにつきましては、9 月末時点で各学校に調査をさせてもらいまして、ちょっと今正確な数字が不明ですけれども、市内で 12、3 だったと思いますが、 それぐらいの人数の報告を受けております。

もちろんその後のケアにつきましても、各校にはお願いをさせてもらっていまして、それから何か大きな困った大きなことに繋がったという報告を受けていないので、大丈夫だと思いますが今後もしっかり啓発できるように、教師が、ヤングケアラーをすぐキャッチできるような体制を確保、またお願いしていきたいと思っております。

会長

その他にご質問等。どうぞ。

委員

資料の不登校のところとか、不登校の要因について色んな報告がありました。 実際そのように思っておりますけれどもその中での対応として、フリースクール、 ひまわり館で実際そういうふうな開設をされている。

こういったフリースクールみたいな考え方、そういったものもある程度私も理解 しているところがあるのですが、その辺について教育委員会としてはどういうふう に位置づけておられて、どういう連携をしておられるのか。お聞きしたい。

会長

はい。ありがとうございます。

教育委員会、答えられましたらよろしくお願いいたします。

説明補助者

はい失礼します。フリースクールについてですが、子どもたちが不登校、学校行きにくいってなったときに、教育相談室というものを、先ほどのあすくるのところに作っておりまして、そこでよしぶえやホームスタディ事業という、学校に来られない子に対するそのケア、学べる場所というのもやらせてもらっています。教育委員会としてはそれをやはりしっかりと充実させていきたいなっていうのは思っている、考えているところですけれども、そのフリースクールなどともう一度情報交換をしていく必要があるなというように思っております。

委員

どれぐらい通っておられるのか把握しているのか。

説明補助者

この前1月、市長と教育長と一緒に、フリースクール、市内の小中学校が、小中学生が通っているフリースクールに全部お声掛けさせてもらって、全部で8団体だったと思いますが、来ていただきまして、第1回目の情報交換会を持ったところです。

会長

ありがとうございます。他ございますでしょうか。

委員

そうですね。警察署の資料からお聞きしたい。 不良行為とか、 軽犯罪法違反の再犯率はどれぐらいあるのですか。

委員

一応再犯率については、令和 2 年中の県内のものしか資料はない状況なのですけれども、滋賀県内に言いますと、令和 2 年中に刑法犯少年が 236 件、そのうち再犯が 88 件ということで、再犯率については 37.3%とが出ております。平成 30 年とか29 年ですと 40%を超えていたのですけども、今は若干下がってきている状況であるというふうに聞いております。

令和3年はまだちょっと出ておりませんので、昨年の資料でご了承願いたいと思います。

委員

はい、ありがとうございます。皆さんよろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。

では他にご意見、ご質問等ございましたら、はいどうぞ。

委員

警察の方に一つの質問があります。

女子が不良行為少年補導件数等において、令和2年から令和3年にかけて急増しているということなのですけど、これなぜ女子がこれほど急増しているのか、どういう分析をされているのかということをお聞きしたい。あと学校教育の方で、いじめと不登校って多分繋がっていると思うのですけれども、いじめを受けた子どもで上がっている人数が確実に全部不登校に繋がっているのか、その辺のことを、お聞きしたいのと、コロナ禍において、特に増えているのか、コロナ禍の前と人数的には変わらないのかその辺を教えていただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。ではまず近江八幡警察署のほうから。

委員

女子が増えているという現状ですけど、これについては、特定の女子の約三~四名のグループが、近江八幡駅周辺で深夜徘徊等をほぼ毎日のように繰り返しているというような状況で、それでうちの方としても溜まっているということで、補導させていただくんですが、1回につき(補導)1件というような形になってきますので、その子が複数回補導される状況であればその件数も増えていくというようなのが現状となっております。

会長

それでは、教育委員会お願いいたします。

説明補助者

はい失礼します。先ほどまず一点目、いじめがこの不登校に繋がっているのかという話ですが、いじめによって不登校になっているという子はいません。もう一つ、コロナ禍で不登校が増えているのかという話ですが、年々特に小学校でありましたら、増加傾向にあるのです、不登校が。ですから、コロナが一切関わってないかって言ったら、違うのかなと思うのですが、年々増えていっているので、というような思いでおります。

会長

はい。ありがとうございます。よろしいですか。 その他ございますでしょうか。どうぞ。

委員

失礼します。警察署管内で、月別の表で11月が突出して多いのは何か理由があるのですか?

会長

生活安全課長様お願いします。

委員

昨年9月の後半から、駅周辺で特に駅前商業施設に、要は少年蝟集が増加している状況がありました。そこで、署としても、対策をとるという形で、署長以下体制組みまして、要は一斉補導というような形ですね。

それとあと少年センター等も、ご協力を願って、駅前商業施設周辺の一斉補導、継続的に実施をしていった結果、多分少年とかその辺を補導していったということで、10月・11月というような形でちょっと件数が増えてきています。

会長

ありがとうございますよろしいですか。 その他ご意見ご質問等ございますか。

会長

それではこの辺りで協議を終了させていただきたいと存じます。

続きまして、次第の5、ご報告事項に移りたいと思います。それでは子ども・若 者支援のことについて事務局から報告をお願いいたします。 事務局

生涯学習課から報告させていただきます。 資料5でございます。

子ども若者支援地域協議会設置に向けた取り組みということで、令和 4 年度からの実施に向けて研修講習会を開催しました。

今2回開催を終えております。

1回目は10月7日に滋賀県立大学の原未来准教授をお迎えいたしまして、講演形式で、今なぜ子ども若者支援が必要かということで、まず初めて聞かれる方もおられるというようなことでわかりやすく、説明をいただきました。

この時の参加対象は市職員とか、市議会議員さん、そして関係機関の関係者に案内をいたしまして、67名の参加をいただいた所でございます。

続いて 12 月 23 日にこの講演を受けて、今度はワークショップ形式ということで、1 回目の原先生ともうお 1 人、岐阜大学の南出准教授をお迎えいたしまして、ワークショップ形式で、人と人、機関と機関が繋がることということで、それぞれグループに分かれていただき、議論をしていただきました。

このときは市の関係部署の職員と、関係機関の関係者 22 名が参加をいただいた のですけれども、いろんな方と協議をするということで、グループ分けも 2 回して いただいて、いろんな議論ができたと思っています。南出先生からは岐阜の状況等 の講演をいただいている。

それから裏面になりますが、3回目の研修講習会ということで、この次に案内も書いてあるのですけれども、これにつきましては市民の方も聞いていただこうということで、2月の市の広報に合わせて、自治会の回覧ということで案内をしております

2月20日今度の日曜日ですが、10時から文化会館で、これも講演形式で原先生をお迎えして、困難な状況にある子ども若者への支援ということで、講演をいただきます。なかなか自治会の回覧ですので、見ていただいてない方もおられるかもわかりませんけれども、ぜひともご都合がつきましたら、ご参加の方をよろしくお願いしたいと思います。締め切りは2月17日と書いていますけれども、当日でも来ていただいても大丈夫ですので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

今の講演・研修講習会につきましては、内閣府の補助事業を活用しております。 合わせてこの補助事業を活用いたしまして、県外での先進市の子ども若者への取り組みの情報収集ということで、奈良県天理市と生駒市、そして愛知県の豊橋市を訪問して、立ち上げからの状況も、共有してきたところでございます。

それから庁内での連携ということで、1回しかできてないのですが、4月22日に 庁内の教育福祉保健医療・雇用に関係する関係課を集めまして、まずはこの子ども 若者育成支援は何をするのかということや、今後の研修会、事業計画について共有 をさせていただいたところでございます。

今現在、令和4年からこの協議会を立ち上げに向けまして要綱を整備しているところと、それから相談窓口についても要綱を整備し、相談体制として、相談員が専門職になりますが、一名会計年度任用職員を確保しまして、窓口を開設準備しているところでございます。

この協議会につきましては、3 階層の会議を予定していまして、まず全体会議である代表者会議を年1回開催させてもらうこと、それから関係者の実務者の方を中心とした情報交換の場となる実務者会議、年4回ぐらい開催させてもらうことと、それから随時実施します個別のケース会議をするということで、3 階層の形態を考えているところでございます。

代表者会議と実務者会議につきましては、生涯学習課が事務局を担うというところで進めていこうと考えております。

そして協議会のネットワーク、今後また進めていくのでが、教育、福祉、保健、 医療、矯正、更生保護、雇用、その他の関係機関が、社会生活を円滑にすることに 困難を有する子ども若者に対して、支援を適切に組み合わせて、そして効果的、円 滑な実施を図るために、情報交換と、そしてまた支援内容について協議をしていこ うというものでございます。

そして相談窓口につきましては、実際に相談に来られる方の相談に応じ、また今のネットワークによる関係機関の紹介、そしてまた必要な情報提供、そして相談に

こられた方への助言を行って、相談者が自己実現できるように繋げていこうというふうに考えておるところでございます。

会長

はい。ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問やご意見がありましたらよろしくお願いをいたします。

会長

よろしいですか。

特にご質問ないようですね。今事務局の方から説明がありました内容につきましてですね、来年度取り組んでまいりたいと思いますので、関係各機関の皆様におかれましてはご協力をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

それでは本日予定しておりました議事は終了をいたしました。

これからも本市の青少年がこのふるさと八幡を愛し安心して安全に暮らしていけるように、兼ねて皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは長時間にわたりましてご協議いただきまして誠にありがとうございました。

今日いただきましたご意見、可能なものは今後ぜひ取り入れながら、本市の青少年の健全育成に繋げていきたいと考えております。

以上をもちまして本日の議事は終了させていただきます。これにて議長の任を解かせいただきました。委員の皆さんに対しましてはご協力、誠にありがとうございました。

それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

事務局

会長ありがとうございました。

続きましてその他連絡事項としてこの場で皆様の方からの意見がございましたら、

よろしかったでしょうか。

皆様のお力添えで、近江八幡の青少年が今後も健全に成長していきますよう、今 後とも力添えどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、本協議会副会長の市教育長がご挨拶を申し上げます。

副会長

委員の皆様方にはご多用の中、コロナ禍でご負担の中、集まっていただきまして、 ありがとうございました。

本日は青少年を健全に育成するための、貴重なご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。

今後もより良い方向に向かいますよう努力してまいりたいと思います。

まず私達大人が青少年の変化や小さな発信に気づけるように地域全体で青少年を 守り育てる活動を進めていかなければならないと思っています。地域の宝である青 少年が心豊かにそして逞しく成長することを願うことは近江八幡市民皆様のお願い でもあると思っております。

私達もそれぞれの立場で、関係機関諸団体等で連携を図り、青少年育成に取り組んでいきたいと思います。

教育委員会におきましても、今皆様の話題にもなりました駅前商業施設での色んな問題も起こっておりますけれども、教育委員会そして、警察の方々、青少年育成の方々、それから街頭補導、補導委員会の皆様にご協力いただいておるところでございますけれども、より良い方向に向かいますように努力していきたいと思っております。

本日ご参集をいただきました委員の皆様におかれましても、引き続き格段のご理解ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。 本日はどうもありがとうございました。

事務局

これをもちまして、令和3年度第2回青少年問題協議会を終了させていただきます。

どうぞ、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

13